

改正電子帳簿保存法への対応準備は万全ですか？

令和4年1月から電子帳簿保存法が改正されます。スキャナ保存などの要件が大きく緩和される一方で、メールに添付されたPDFの請求書を受領した場合などの電子取引は要件が強化され、紙保管が認められなくなります。デジタル化が進む中、電子取引はすべての企業に影響があるため、1月からのスタートに向けてしっかりと準備をしておきましょう。

すべての企業に
影響あり！

《電子帳簿保存法の改正ポイント》

実現したい企業
だけ影響する

電子取引の要件強化

電子取引で受領した証憑の紙保管が廃止

電子取引(PDFの請求書やWEBでダウンロードした領収書など)の情報を紙に印刷して保管するなど、代替え措置が廃止されます。

《会計システムに必要な要件》※1

- ❑ 日付・金額・取引先を検索条件として設定できること
- ❑ 税務職員による質問検査権に基づきデータをダウンロードできること
- ❑ 速やかにタイムスタンプを付与※2すること

スキャナ保存の要件緩和

適正事務処理要件が廃止されるなど、大幅緩和

税務署への事前申請や、適正事務処理要件の廃止、さらに一定要件下でタイムスタンプが不要になるなど、より一層運用がしやすくなります。

《会計システムに必要な要件》※1

- ❑ 訂正又は削除の事実および内容の確認等が行えること
- ❑ 日付・金額・取引先を検索条件として設定できること
- ❑ 税務職員による質問検査権に基づきデータをダウンロードできること

財務会計システム **勘定奉行クラウド** は、電子取引もスキャナ保存も **完全対応**

【ダウンロード】
クラウド上に保管された証憑は、いつでもすぐにダウンロードが可能

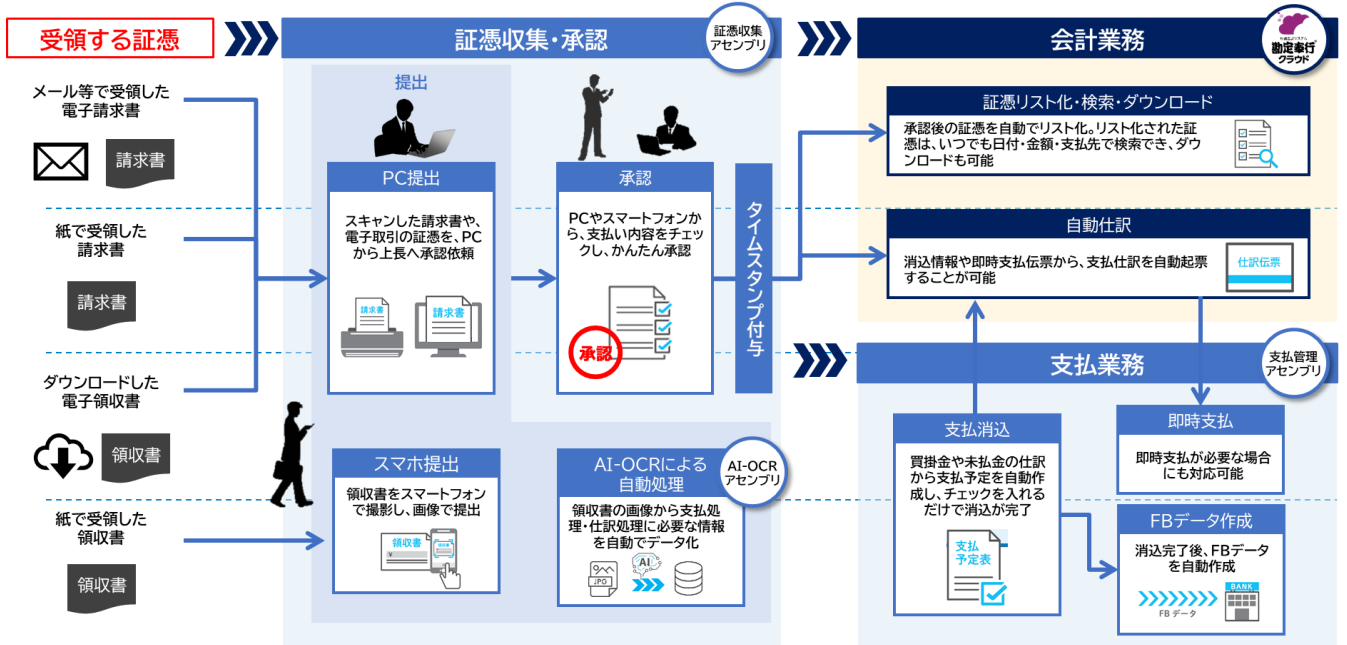
【検索】
「日付」「支払金額」「取引先」の3つの条件でいつでも検索が可能

【タイムスタンプ付与】※
スキャナ保存した証憑へはもちろん、電子取引で受領した証憑へのタイムスタンプ付与にも対応
※「訂正削除の防止に関する事務処理規定」を備付けることで対応できるため、「証憑収集アセンブリ」を導入したお客様向けの機能となっています。

さらに、『証憑の収集から支払まで一気通貫でデジタル化』を実現！

裏面で
Check!

証憑の収集から支払業務まで、 すべてをデジタルで完結できます！



デジタル化を実現する新サービス※3

2022年2月リリース

証憑収集アセンブリ

スマホやPCを使った証憑収集のデジタル化に対応。また、タイムスタンプ付与により、証憑の正当性を高めることができます。

<提供予定機能>

- ◆ スマホ・PCによる証憑提出(拠点ライセンス)
- ◆ 承認/否認
- ◆ タイムスタンプ付与

2022年3月リリース

AI-OCRアセンブリ

領収書などの証憑から取引情報を自動取得し、取引情報の入力を自動化することができます。

<提供予定機能>

- ◆ 取引情報の自動記録
- ◆ 学習機能

(本資料に関するご注意事項)

- ※1: 電子取引および、スキャナ保存対応に必要な制度要件のうち、システムに求められる主な要件について記載しています。制度要件の詳細については国税庁HPをご確認ください。
- ※2: メール等で受領した証憑をダウンロードして保管する場合などに必要な要件です。訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付ける方法でも対応が可能です。
- ※3: 新サービスの情報については現在開発中のため、リリースまでに予告なく変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

■ 奉行クラウド オンライン相談・デモお申込み

奉行クラウドに関して、「ちょっとした疑問や気になること」など、まずはお気軽にご相談ください。

- ✓ 自社の業務が奉行クラウドのできるかを知りたい
- ✓ クラウドサービスのメリットを知りたい
- ✓ 奉行クラウドのデモが見たい など

<https://www.obc.co.jp/bugyo-cloud/demo/inquiry>



専任のスタッフが
同じ画面を見ながら
ご案内いたします。

詳しい内容や導入に関するお問い合わせは下記までお気軽にご連絡下さい。

ISSHINDO

TEL : 048-464-3515 (担当営業 : 川岸)

